【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局
【提出日】	2020年７月15日
【会社名】	株式会社アルファクス・フード・システム
【英訳名】	Alphax Food System Co.LTD
【代表者の役職氏名】	田村隆盛
【本店の所在の場所】	山口県宇部市西本町二丁目14番30号（同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております）
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	山口県山陽小野田市地崎128番地
【電話番号】	0836-39-5151
【事務連絡者氏名】	上席執行役員　IR・広報室室長　　菊本　健司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2020年７月15日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社は、過年度決算の有価証券報告書等の訂正に関して、2020年６月26日付で証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第１項の規定に基づき、当社に対する35百万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされ、その後、課徴金についての審判手続開始決定通知書を金融庁長官より受領いたしました。

これを受け、当社は、本日開催の取締役会において、同通知書に記載の課徴金に係る金融商品取引法第178条第１項第４号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出することを決議いたしましたので、当該課徴金35百万円を特別調査費用として特別損失に計上いたします。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

2020年９月期第２四半期会計期間において当該課徴金の見積金額18百万円を特別調査費用に含めて特別損失に計上しておりましたが、当該事象により、2020年９月期の決算において、確定した課徴金金額との差額をこれまでに計上した特別損失とあわせて、特別調査費用133百万円を特別損失として計上いたします。

以　上